

琉球大学の学生・教職員のみなさまへ

政府が、4月16日に全都道府県を対象地域として緊急事態宣言を発令したことを踏まえ、沖縄県知事は、4月20日に沖縄県緊急事態宣言を発出、同月22日に緊急事態措置を公表するとともに、大学を含む県内7種の施設に対して4月23日（木）～5月6日（水）の間の休業を要請しました。

現在、本学の大学構成員に感染や濃厚接触と認められる者はありませんが、学生・教職員の健康と安全を守るため、また、地域に貢献する大学として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に歯止めをかけるため、知事の要請に協力することは当然のことと考え、下記により、本学（大学病院を除く）における活動をさらに制限することとしましたので、お知らせいたします。

記

1. 期間：令和2年4月23日（木）～令和2年5月6日（水）
※県内の状況等によって、期間が延長されることもあります。

2. 制限の内容等：

入 校：入校禁止

※教職員については、遠隔講義の実施、機器類のメンテナンス、飼育生物等の維持・管理など、やむを得ない場合に限り立ち入り可能

※休業するにあたり種々の準備等が必要と思慮されるため、4月23日（木）～24日（金）の2日間はこれらの準備期間とし、学生・教職員ともに、事情がある場合の入校は可

講義・実習等：遠隔講義のみ実施可

※遠隔講義は、自宅で受講することとし、校内で受講することはできない。自宅で受講することができない学生に対しては、別途、教育的配慮（教材の送付等）を行う。

研 究：研究の停止

※以下の研究室スタッフ（事情によっては大学院学生、研究員も含む）に限り、研究室への立ち入りを可とし、それ以外の研究室関係者は自宅での作業。ただし、①、②の業務は可能な限り速やかに終了させること。また、安全確保のため、単独での作業は避けること。

- ①継続した実験等を行っており、中止すると当該研究の遂行に著しい支障が生じる業務に従事する研究室スタッフ
- ②進行中の実験を終了あるいは中断する業務に係わる研究室スタッフ
- ③機器類のメンテナンスや飼育生物の維持、その他自宅に対応できない緊急の業務などのために入室の必要がある研究室スタッフ、特に令和2年4月17日付け文部科学省高等教育局長からの文書「大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について」4.(2)③「大学等における研究活動について」に例示された(ア)～(カ)のような場合（下記 URL より参照が可能）の対応について、該当する部局等においては留意すること。

https://www.mext.go.jp/content/20200420-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

令和2年4月22日
琉球大学長 西 田 睦